

柴田町提案募集型ネーミングライツ・パートナー募集要項

柴田町では、町が所有する公共施設等に通称名を命名する権利（ネーミングライツ）を民間事業者等に売却し、それにより得られる収入を公共施設の持続的な運営と維持管理費に充当することを目的とし、柴田町ネーミングライツ事業に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）に基づき民間事業者等からの提案によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

1 対象施設等

スポーツ施設、文化施設、公園、道路など不特定多数の町民が利用する公共施設やイベント等を対象とします。ただし、役場庁舎、小学校、中学校、幼稚園、保育所など施設の性格上ネーミングライツの導入が適当でないと町が判断する施設やネーミングライツを導入済みの施設は対象外とします。

2 ネーミングライツ期間（契約期間）

原則として、3年以上5年以内の期間でご提案ください。ネーミングライツの開始時期は、町民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議することとします。

3 ネーミングライツ料（命名権料）

消費税及び地方消費税を含む年額で提案してください。

4 ネーミングライツ料の用途

原則として、当該対象施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・運営費等）とします。

5 ネーミングライツ料以外の費用負担

- (1) 施設の名称標示（看板等）を愛称に変更していただきます。この変更や新設に伴う経費、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。
- (2) 原則として、施設敷地内の表示サイン・看板等は、すべて「愛称」に変更するものとしますが、施設敷地外の表示については、協議の上、変更する対象や変更時期を決定します。
- (3) 町所有以外の国、県等が設置している表示の変更については、ネーミングライツ・パートナーの希望に応じて町としてできる範囲での協力を行います（表示の変更を確約するものではありません）。

※ 表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について宮城県の屋外広告物条例等の基準に沿って設置していただくこととなりますので、表示できる内容に一定の制約があります。

6 募集資格

本町のネーミングライツ・パートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない法人等が応募できるものとします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- イ 柴田町建設工事入札参加業者等指名停止要領に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 国税及び地方税を滞納している者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）
- オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- カ 公序良俗に反する事業を行う者
- キ 柴田町暴力団排除条例（平成24年柴田町条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ク 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- ケ その他、本町のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

7 愛称の留意点

- (1) 愛称は、公共の施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動、政治活動又は選挙運動に関するもの
 - オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 当該愛称の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - キ その他、愛称として使用することが適当でないと町長が認めるもの
- (3) 利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ事業の契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。

8 パートナー・メリット等

- (1) 町の広報紙やホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに町が定めている施設名称を併記する場合があります。
- (2) ネーミングライツ・パートナーのホームページ等で、ネーミングライツ・パートナーであることを広報することができます。
- (3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等についての提案・要望ができます。(内容によりご提案等に応じることができない場合があります。)
- (4) ネーミングライツ・パートナーは、当該施設等のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

9 提案方法

- (1) 1者で複数の施設等に係る提案をしていただくことができます。
- (2) 提案募集期間
随時募集しております。(窓口開設時間：8:30～17:15)
ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除きます。
- (3) 提案書の提出先
〒989-1692 宮城県柴田町船岡中央二丁目3番45号
柴田町財政課契約財産班
- (4) 提案書の提出方法
上記提出先へ、下記書類を持参又は郵便書留により郵送してください。
- (5) 提出部数
10部 (原本1部、写し9部)
- (6) 提出書類
ア 柴田町ネーミングライツ事業(提案募集型)提案書(様式1)
イ 法人の概要が分かる資料 ※個人の場合は不要
ウ 印鑑証明書
エ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※個人の場合は市町村が発行する身分証明書
オ 決算報告書(直近の3ヵ年分) ※個人の場合は課税証明書
カ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村民税の滞納がないことの証明書
キ 地域貢献やスポーツ活動等の支援実績及び今後の計画等(様式2)
- (7) 留意事項
ア 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者にご負担いただきます。
イ 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
ウ 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結

果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。) また、提出された提案書等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。また、柴田町情報公開条例に基づき開示することがあります。

オ 施設等提案募集型によりいただいた提案は、選定手続きの途中で施設等特定募集型の手続き（公募手続き）に転換することもあります（町が改めてネーミングライツ・パートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合など）。

カ 提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

キ 提案書類等に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

(8) 事前相談

ネーミングライツ事業対象の可否や施設等の概要についての質問等、事前相談を受け付けます。下記 14 項記載のお問い合わせ先へ事前相談書を郵送、FAX または E メールで提出してください。

事前相談の回答は、相談者に直接回答しますが、相談いただいた施設等が特定募集型に移行する場合があります。

10 選定方法等

(1) 選定方法

柴田町が別途設置する審査委員会において、次の事項などについて、(2) 選定基準に基づき審査を行います。審査の結果、一定以上の評価を得た提案を採用するとともに、提案者をネーミングライツ・パートナー候補者とします。また、提案内容及び提案者が選定基準を満たさない場合には、提案を採用しません。

なお、選考の際に一般町民意見を募集し、参考とする場合があります。

ア ネーミングライツの導入が適切な施設等の提案であるか。

イ 愛称等の提案内容が、柴田町有料広告掲載に関する要綱に適合しているか。

ウ 愛称等の提案内容が、施設等の設置目的や特性に適合しているか。

エ 施設等の管理または運営に課題が生じることがないか。

オ 提案金額、契約期間は妥当であるか。

カ 提案者の地域貢献等が期待できるか。

キ 提案者の財務状況が健全で、提案金額等の支払い能力を有するか。

※ 同時期に同一施設等に複数の提案があった場合には、一定以上の評価を得た提案に対して、得点の高い順に順位を付け、1位の提案及び提案者をネーミングライツ・パートナー候補者とし、2位以下を次点候補者とします。

(2) 選定基準

選定の基準については、表のとおりとする。

| | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----|----------------------|--|-----|
| 1 | 応募の趣旨 | ・本町のネーミングライツ目的に沿っているか | 10 |
| 2 | 愛称、デザインは適切か | ・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか | 20 |
| 3 | 提案金額(年額) | ・提案金額が、町が算定する額(対象施設の維持管理等に関する費用を参考に算定)を超えている場合には40点を付与。超えていない場合には、その提案金額を町の算定額で除して算出した率を40点に乗じた得点(小数点以下第1位を四捨五入) 【なお、同一施設等に同時期に複数の提案があった場合には、提案金額(年額)が最高のもを1位として、上記に基づいて得点を算出。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を1位の得点に乗じた得点(各々小数点以下第1位を四捨五入)】 | 40 |
| 4 | 導入期間 | ・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か | 10 |
| 5 | ネーミングライツ・パートナーとして適切か | ・施設と応募団体等の理念、事業内容が合致しているか ・地域貢献や支援の実績及び計画があるか | 20 |
| 合 計 | | | 100 |

※表に掲げた項目のうち、1項目でも一定の基準を下回る場合は、提案を採用しない場合があります。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、提出日より2か月以内を目途に提案者に文書で通知します。

11 契約の締結

町は、ネーミングライツ・パートナー候補者と締結に向けた協議を行い、合意が成立した場合は速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設等名、愛称名、ネーミングライツ・パートナー名、ネーミングライツ料について公表します。

なお、ネーミングライツ・パートナー候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合には、次点候補者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

12 ネーミングライツ・パートナーの候補者資格・決定の取消及び契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの候補者資格を得た後、もしくはネーミングライツ・パ

ートナーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとして適当でない認められるときは、町はネーミングライツ・パートナーの決定の取消し及び契約の解除をできることとします。

その場合、原状回復に必要な費用は応募者または現行ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

13 その他

(1) 提案いただいた施設が、現在指定管理者制度等導入施設である場合には、管理運営受託団体から意見や要望などを聴取したうえで、ネーミングライツ導入の可否を決定することとします。

(2) 契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、当該施設等のネーミングライツ契約更新の際に優先的に交渉することができます。その際、提案時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

(3) 審査の結果、採用されなかった提案については、その内容は公表しません。

14 お問い合わせ先

柴田町財政課契約財産班

電話：0224-55-2278（直通） F A X：0224-55-4172

電子メール：contract@town.shibata.miyagi.jp